



## 飼養衛生管理基準が改正されました！



令和2年6月30日付けで飼養衛生管理基準が改正されました。今回の改正では、全畜種において新しい基準が定められており、牛については令和2年10月1日に施行されています。一部の取組については猶予期間が設定されていますが、早めに対応しておきましょう！

### 新たな飼養衛生管理基準の概要

#### <猶予期間が設定されている主な項目>

##### ✓飼養衛生管理マニュアルの作成（令和4年2月施行）■

- ・今後、作成例を提示する予定です。それを基に、農場にあったマニュアルを管理獣医師等の意見を反映した上で作成してください。
  - ・作成したマニュアルについては、従業員やその他外部事業者に対しても周知を図ることとなっていますので、よろしくお願いたします。
- ☞作成例はでき次第、家畜保健衛生所のHPに掲載しますのでご確認ください。

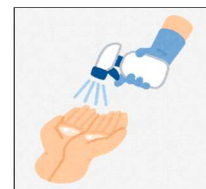
#### <衛生管理区域における対策>

##### ✓衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置



- ・専用の衣服及び長靴等を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に、これを着用させること。

##### ✓衛生管理区域に出入りする者の手指消毒等



- ・衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、出入りする者に対し、手指の洗浄及び消毒をさせること。（その者に専用の手袋を着用させる場合を除く。）

##### ✓衛生管理区域に出入りする車両の消毒

- ・衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両の出入りを行う者に対し、車両の消毒をさせること。
- ・また、衛生管理区域に車両を入れる者に、農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じてもらいましょう（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）

##### ✓衛生管理区域内での愛玩動物の飼育禁止🐱🐶

- ・猫・犬等の愛玩動物について、衛生管理区域内（畜舎を含む）への持込み及び衛生管理区域内での飼育が禁止されました。繋養場所の移動の検討、衛生管理区域内で野良猫等に餌を与えないなどの対策をお願いします。

## <畜舎における対策>

### ✓畜舎に出入りする者の手指消毒等

- ・畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、畜舎に出入りする者に対し、手指の洗浄及び消毒をさせること。



### ✓畜舎毎の専用の靴の設置又は消毒

- ・畜舎毎の靴の設置又は畜舎に入る際に必ず靴の消毒を行う。

### ✓野生動物の侵入防止対策

- ・家畜の死体を保管する際、死体保管場所へ野生動物が侵入できないような対策をとる。
- ・畜舎の給餌・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにする。
- ・ねずみ及びハエ等の害虫の駆除を行う。

### ✓飲用水に水道水以外を使用する場合は、これを消毒する

- ・水道水等の飲用に適した水以外を給与する場合、これを消毒しましょう。
- ・但し、非開放系の取水措置を使用している井戸水で、一般的な水質検査により衛生的な水であることが確認できている場合は、消毒の必要はありません。この場合、水質検査は定期的実施してください。

## <家畜に関する事項>

### ✓特定症状が確認された場合の早期通報、出荷及び移動の停止



- ・飼養牛が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。
- ・また、農場から家畜及びその死体、畜産物、排せつ物の出荷及び移動を行わないでください。

改正後の新しい基準については、以下のHPで詳細をご確認ください。

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)

ご不明な点、対策における相談等ありましたら、所管の家畜保健衛生所までご連絡ください。

#### 神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

#### 東部出張所

〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

#### 神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄345

電話：(0463)58-0152 ファクシミリ：(0463)58-5679